

広島市規則第38号

令和8年3月31日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市民相談センター」の右に「、公共施設マネジメント推進室」を加え、「及び消費生活センター」を「、消費生活センター及びこども・子育て政策室」に改める。

第4条第1項中「行政経営課」を「行政経営課
公共施設マネジメント推進室」に、

「こども未来調整課」を「こども未来調整課
こども・子育て政策室」に、「機械保全係
電気保全係」を

「第一機械保全係

第二機械保全係

に改め、「広島駅周辺道路整備係」を削る。

第一電気保全係

第二電気保全係」

第6条第5項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第8項中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地方分権（提案募集を除く。）及び大都市制度に関すること。

第6条第12項第3号から第5号までを削り、同項第6号中「及び大都市制度」を「（提案募集に限る。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、同項第10号中「課」の右に「、公共施設マネジメント推進室」を加え、同号を同項第7号とし、同条中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、同条第17項中第8号を第9号とし、第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 職員の人材育成及び確保に関する施策に係る企画及び総合調整に関すること。

第6条中第17項を第18項とし、第13項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 行政経営部公共施設マネジメント推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 公共施設等マネジメントの推進に関すること。

(2) 公民連携の推進に関すること。

(3) 指定管理者制度に関すること。

第7条第1項中第19号を第21号とし、第9号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。

(9) ふるさと納税（企業版ふるさと納税を除く。）の総括に関すること。

(10) 広告事業及び施設等の命名権の総括に関すること。

第9条第5項第9号中「及び地域包括ケア推進課」を削り、同条第6項

に次の1号を加える。

(7) 課の庶務に関すること。

第10条第1項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り上げ、第8号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 児童福祉施設（心身障害児施設を除く。次号において同じ。）の指導監査に関すること。

(7) 児童福祉施設の整備の指導に関すること。

第10条第1項中第9号を第8号とし、同項第10号中「課」の右に「及びこども・子育て政策室」を加え、同号を同項第9号とし、同条第5項第1号中「こども未来調整課」の右に「、こども・子育て政策室」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 こども・子育て政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) こども・若者・子育て支援の推進に関する調査、企画及び総合調整に関すること。

第12条第6項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号を第18号とする。

第14条第5項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項第11号中「市街地再開発」を「市街地再開発事業」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を削り、第15号を第13号とし、同項第16号中「広島市民球場」の右に「及び西蟹屋プロムナー

ド」を加え、同号を同項第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 平和大通り公園に関すること。

第14条第5項中第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号から第21号までを2号ずつ繰り上げ、同条第8項第3号中「維持補修工事」を「整備及び維持管理」に改め、同項第4号中「改良計画及び補修計画並びに維持補修工事」を「整備及び維持管理」に改める。

第20条第1項中「所長を」の右に「、公共施設マネジメント推進室」を加え、「及びデジタル行政推進室」を「、デジタル行政推進室及びこども・子育て政策室」に、「こども青少年施策調整担当課長」を「こども・家庭支援担当課長」に、「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」を「都市機能調整担当課長」に改める。

第23条第2項区政調整課の分掌事務第18号中「、発送及び管理・保存」を「及び発送」に改め、同分掌事務第19号及び第20号中「もの及び」を「もの、」に改め、「管理するもの」の右に「及び区役所で発行する証明書に関するもの」を加え、同条第3項地域支えあい課の分掌事務中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第52号までを1号ずつ繰り上げ、同項福祉課の分掌事務中第73号を削り、第74号を第73号とし、第75号から第94号までを1号ずつ繰り上げ、第95号を削り、第96号を第94号とし、第97号から第99号までを2号ずつ繰り上げる。

第26条第2項地域支えあい課の分掌事務中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項福祉課の分掌事務中第41号を削り、第42号を第41号とし、第43号から第50

号までを1号ずつ繰り上げ、第51号を削り、第52号を第50号とし、第53号を第51号とする。

第28条第2項地域支えあい課の分掌事務中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、同項福祉課の分掌事務中第14号を削り、第15号を第14号とする。

第45条の見出しを「(認定こども園)」に改め、同条中「広島市阿戸認定こども園条例」を「広島市認定こども園条例」に、「設置された広島市阿戸認定こども園」を「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園として設置された認定こども園」に、「乳児又は幼児の」を「乳幼児の教育又は」に改める。

第46条中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改める。

第82条第1項中「又は主幹保育士」を「、主幹保育士又は主幹保育教諭」に改める。

第83条中「阿戸認定こども園」を「認定こども園」に、「並びに」を「及び」に改め、「主任保育士」の右に「、主任保育教諭」を加える。

第90条の表中「阿戸認定こども園長」を「認定こども園長」に改める。

別表の(2)の表広島市公共施設整備等事業者選定審議会の項中「企画総務局行政経営部行政経営課」を「企画総務局行政経営部公共施設マネジメント推進室」に改め、同表中

「

広島市障害児保育審議会	広島市障害児保育審議会規則(平成25年広島市規則第36	こども未来局幼保企画課
-------------	-----------------------------	-------------

	<p>号)の規定により、市長の諮問に応じ、障害児の保育に関する重要な事項を調査審議すること。</p>	
--	--	--

を

<p>広島市障害児保育審議会</p>	<p>広島市障害児保育審議会規則（平成25年広島市規則第36号）の規定により、市長の諮問に応じ、障害児の保育に関する重要な事項を調査審議すること。</p>	<p>こども未来局幼保企画課</p>
<p>広島市指導不適切保育教諭認定審議会</p>	<p>広島市指導が不適切である保育教諭の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則（令和8年広島市規則第22号）の規定により、市長の諮問に応じ、教育公務員特例法（昭和</p>	

に

	24年法律第1号) の規定による幼児に 対する指導が不適切 である保育教諭の認 定に関する事項を審 議すること。	
--	---	--

改め、同表広島市経済観光局指定管理者指定審議会の項中「（平和大通り公園（平和大通り公園交流区域に限る。以下同じ。）の指定管理者の選定に関する事項を除く。）」を削り、同表広島市都市整備局指定管理者指定審議会の項中「平和大通り公園」の右に「（平和大通り公園交流区域に限る。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則（令和4年広島市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第9条中「企画総務局行政経営部行政経営課」を「企画総務局行政経営部公共施設マネジメント推進室」に改める。

- 3 広島市経済観光局指定管理者指定審議会規則（平成25年広島市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（平和大通り公園（平和大通り公園交流区域に限る。）の指定管理者の選定に関する事項を除く。）」を削る。